

宮古地方振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年5月19日

宮古地方振興局長 大 矢 正 昭

- 1 道路の位置 下閉伊郡山田町織笠第14地割32番276及び32番279
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、宮古地方振興局土木部及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。